

令和8年8月27日の

豪雨による被害について

このたびの豪雨により被害を受けられた皆さまに、
心よりお見舞い申し上げます。

建物やお車などに被害がございましたら、**JAまでご連絡ください。**

■ 建物の被害について

建物更生共済にご加入で、今回の豪雨により建物が
浸水などの被害を受けた場合、共済金のお支払いの
対象となる可能性があります。



特に、**床上浸水の場合は共済金のお支払いの対象となる可能性があります。**

一方、**床下浸水の場合は、お支払いの対象とならない場合もありますが、
損害の状況によって判断が異なります。**

床上・床下にかかわらず、被害がございましたら、まずはJAへご連絡ください。



なお、被害箇所の片付けや修理を行う前に、可能な範囲で被害状況の写真撮影を
お願いいたします。スマートフォンや携帯電話で撮影した写真でも構いません。
写真を残していただくことで、その後のお手続きがスムーズになる場合があります。



**建物被害について 火災共済にご加入の場合、水災による損害は
保障の対象外となりますのでご注意ください。**

■ お車の被害について

豪雨による浸水などでお車に被害があった場合、

車両保障にご加入の場合は補償の対象となる可能性があります。

また、車両保障にご加入でない場合でも、**レッカー・ロードサービス特約に
ご加入の場合は、レッカー費用等が補償の対象となる場合**があります。

補償の対象となるか分からない場合でも、まずはお気軽にJAへご相談ください。
被害状況やご契約内容を確認のうえ、ご案内いたします。



■ お問い合わせについて

現在、本店・羽咋支店は浸水被害の影響により電話が不通となっております。
事故受付や被害のご相談につきましては、下記携帯電話までご連絡ください。



☎ **080-7739-9641**
☎ **080-7739-9656**

被害を受けられた皆さまの一日も早い復旧・復興を
心よりお祈り申し上げます。

 **JAはくい**